

地方自治法の一部を改正する法律及びこれに基づく政令等の施行について（抄）【法律公布：S44.3.25】

（昭和44年4月19日 自治行第47号 各都道府県知事 各都道府県
選挙管理委員長宛 自治事務次官依命通達）

第1、第2（略）

第3 議会に関する事項

- 1 都にあっては、その特殊性にかんがみ、特別区の存する区域の人口を1,500,000人で除して得た数を限度として条例で議会の議員の定数を増加することができるものとされたこと（法90②）。なお、この規定の適用については、改正法施行後最初に行なわれる国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果が明らかとなるまでの間は、特別区の存する区域の人口として自治大臣が推計して告示したものによるものとされ、これに基づく東京都の特別区の推計人口は9,015,000人と告示されたこと（改正法附② 都の特別区の存する区域の人口の推計に関する政令。地方自治法の一部を改正する法律等の規定により推計した東京都の特別区の存する区域の人口の件）。
- 2 地方公共団体の議会の議員の選挙区ごとの定数については、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることもできるものとされたこと（改正法附③による公職選挙法第15条第7項の改正）。

これは、地方公共団体の議会の議員の選挙区別の定数については、従来、人口に比例して定めなければならないこととされていたが、人口の都市集中に伴う最近の急激な人口移動の傾向を背景として、単に機械的に人口に比例して定数を配分したのでは、かえって地域間の不均衡が増大し、広域のおよび補完的な見地からする都道府県行政の円滑な推進を期することが困難となるおそれがあるので、このような場合には、単に人口のみを定数配分の基礎とすることなく、それぞれの地域の代表を当該地域の特殊性に応じて確保しうよう定数を配分することができることとされたものであること。したがって、今回の特例は、あくまでこのような特別の事情のある場合に適用されるもきであり、また、その適用に当たっても選挙区ごとの定数は、おおむね人口を基準としながら地域間の均衡を考慮して定めるべきものとされているので当該地域における従来の沿革を十分考慮のうえ、地域間の実質的均衡を図るための最少限度の範囲にとどめるべきものであること。

第4 行政の合理化に関する事項

1 ア（略）

- イ 都道府県の議会の議長から自治大臣へ及び市町村の議会の議長から都道府県知事への会議結果の報告の制度が廃止されたこと（法第123③）。